

**やまがた** (No47)

**森林・山村活性化通信**

**やまがた森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会**

(公財) やまがた森林と緑の推進機構

〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場 2265

TEL.023-688-6633 FAX.023-688-6634

E-mail : okuyamat@ymidori.or.jp

- 1 令和7年度第1回地域協議会開催
- 2 令和7年度地域協議会の取組みについて
- 3 みなさんの活動で森林の機能が向上します
- 4 活動組織の現場回りを始めます
- 5 活動組織にあらためてご留意いただきたいこと



## 1 令和7年度第1回地域協議会開催

令和7年5月12日(月)、やまがた森林と緑の推進機構会議室において昨年度の事業実績と今年度の事業申請を審査する協議会を開催しました。



今年度は、新たにスタートを切った「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」を用いた活動につき、地域の里山の整備・利活用に関心の高い8つの団体（継続5団体、新規3団体）から申請書の提出がありました。

協議会には、松田義彦 やまがた森林と緑の推進機構 専務理事、鈴木良幸 山形県森林協会 常務理事、櫻井恵久美 山形県森林組合連合会 指導管理部長、永野 徹 白鷹町林政課参与、椎名惣太 山形県森林ノミクス推進課 森林利用・林工連携専門員の5名の委員が出席され、各団体の活動における森林資源活用の計画など、採択の要件具備を確認いただくとともに、作業安全に関するご意見やアドバイスをいただきました。協議の結果、8団体とも活動計画は適正と認められ、各計画書に沿って林野庁に申請する運びとなりました。

(敬称略)

	活動組織名	市町村	代表者名	新規・継続
1	細野の山を愛する会	尾花沢市	五十嵐 幸一	新規
2	最上町山の会	最上町	菅嶋 真聡	新規
3	夢ある里山保存会	米沢市	青木 広明	継続
4	内原里山保全を楽しむ会	南陽市	渋谷 和夫	継続
5	西根森づくりの会	長井市	芳賀 泰典	継続
6	山口里山を楽しむ会	白鷹町	大瀧 憲夫	継続
7	飯豊町中津川の森人会	飯豊町	加藤 雅史	継続
8	三瀬里山林保全の会	鶴岡市	小野 泰太郎	新規

この度の交付金の申請及び事業計画につきましては、林野庁から昨年度に続き大幅な減額査定の内示があったことから、一部活動組織には短期間のうちに大きな計画の見直し・変更をお願いいたしました。ご対応いただいた組織の皆さま、ご理解、ご協力ありがとうございました。

## 2 令和7年度地域協議会の取組みについて

今年度も、地域協議会において、以下の取組みにより活動組織の支援に努めてまいります。

### ①活動組織のフォローアップ

過年度実施を含む活動組織に対し、アドバイザー派遣などを通じ課題解決等のフォローを行います。アドバイザー派遣を希望する活動組織は事務局にご連絡ください。費用はかかりません。

### ②活動報告会の開催

活動組織の連携や取組みの広がりを図るため、今年度末で活動終期を迎える組織から活動状況等を報告していただきます(2～3月頃を予定)。発表者となる皆様にご協力をお願いします。

### ③協議会委員による現地視察・指導

協議会委員が各組織活動の現地にて、課題解決や活動充実を図るためのアドバイスを行う機会を設けます。1～2箇所の活動地で実施したいと考えています。希望の組織はご連絡ください。

### ④普及啓発活動

活動組織の皆さまの活動内容を広く発信するため、「活動事例報告集」の発行や「森林やまがた」(県森林協会発行)への掲載など、各種メディアに情報提供を行っていきます。

### ⑤技術研修・安全研修

活動組織の技術向上や連携促進、事故防止を図るため、有識者による講演や研修会を行います。

## 3 皆さんの活動で森林の機能が向上します

活動組織が行う里山整備によってさまざまな森林の機能が向上しますが、特にどのような機能の発揮が期待できるのか、表にまとめてみました。皆さんの活動場所が「市町村森林整備計画」でどのように位置づけ(ゾーニング)されているか、あるいは同計画を踏まえて、その場所につき発揮が期待される機能は何かによって整理・作表したものです。

	水源涵養	災害防止	環境形成	保健文化	他の公益機能	木材生産
細野の山を愛する会	○					○
最上町山の会		○				
夢ある里山保存会					○	
内原里山保全を楽しむ会				○		
西根森づくりの会	○	○				○
山口里山を楽しむ会	○	○				○
飯豊町中津川の森人会		○		○	○	
三瀬里山林保全の会						○
	3	4	—	2	2	4

「市町村森林整備計画」における公益的機能別施業森林の詳細は、各市町村にお問い合わせください。

## 4 活動組織の現場回りを始めます

地域協議会では、活動組織から出された「採択決定前着手届」を5月12日に林野庁に提出しています。これにより、所定の条件の下、交付金の採択決定前に事業に着手することが可能となっております。

今後、対象森林の現況確認、モニタリングの支援などのため、現場回りを行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。



昨年度の現場回りの様子

## 5 活動組織にあらためてご留意いただきたいこと

この度採択申請を点検する作業などから、昨年までの交付金を含めた「多面的機能発揮対策交付金」に関する制度・運用において、あらためて活動組織に分かってほしい事柄を確認的に書き出してみます。ご存じのことともあると思いますが、参考にしてください。

### (1) 当交付金を用いて整備した山林等の転用などの制限

当交付金による活動の翌年度から起算して5年以内に（活動期間を終えた後の期間も）、①当交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用する行為（当交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をした後、その活動森林等が森林以外の用途に転用される場合を含む）、②森林を整備する目的以外で活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為、③その他の当交付金の目的の達成が困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ地域協議会長に届け出て、交付対象となった森林のうち当該行為をしようとする部分に相当する金額の交付金を返還するものとされています（「里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領」p. 16の別紙のⅢの第5の1(3)）。このことを事前に森林所有者に知らせた上、協定締結の協議をされますようご注意ください。

「協定書」例にもこのことを明記した条項があります（「要領」p. 61様式第9号の4条2項）。

なお、この扱いは、令和4年度以降新たに活動地とした対象森林から適用されるもので、令和3年度以前に活動した対象森林には適用されません。（昨年度版Q&Aでは問C-4-3）

### (2) 活動森林の土地登記簿上の地目が「田」「畑」など「農地」に当たる場合

活動対象地と認められるには、その土地につき、各市町村の農業委員会による非農地証明（「現況証明」でも可）を提出していただく必要があります。ただし、その土地が現に「5条森林(※)」となっていれば、省略が可能です。

※5条森林：森林法第5条の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画において、対象となっている民有林

### (3) 作業安全の確保と事故発生に係る報告

5月12日の地域協議会でも、切創防止用保護衣の配備など作業時・活動時の安全対策が話題となりました。林野庁で当交付金を所管する森林利用課（山村振興・緑化推進室 山村振興指導班）から全国の地域協議会に対しては、機会ある度に活動組織の事故防止について注意喚起があります。

交付金を用いた各組織の活動は、厳密には「林業」そのものではないと考えていますが、国が認めた助成の下で反復・継続して取り組まれ、チェーンソーでの伐木をはじめ実態として林業事業者が行う山の仕事と同等相当の作業を行う訳ですので、活動時の安全衛生管理につき、交付金採択の要件として、林業事業者と同レベルで作業安全に関する取組みが求められています。（「要領」p. 13の別紙のⅢの第4の4(3)キ）

厚生労働省は毎年度「林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」をまとめて、関係先に周知を図っています。多岐にわたるものですが、資料の図版などご参照ください。

R7版(北海道労働局HPより) <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/002198396.pdf>

また、林野庁「森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり」サイトでは、発災要因ごとにまとめた「災害事例から見る再発防止対策」が紹介されています。

(林野庁HP) <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>

なお、万一事故が発生した場合、救護を最優先しつつ、別添の様式例により、当協議会に直ちに報告願います（特に死亡、重体、重傷の場合）。報告を受けた地域協議会では、直ちに林野庁に連絡の上、被災者の容態確認、発災状況の聞き取り等によって災害の概要を把握の上、逐次林野庁に報告すべく指示されております。

(別添)

令和 年 月 日

活動組織名：\_\_\_\_\_

### 災害発生概要（第〇報）

#### 1 災害発生状況

(1) 発生日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分 頃

(2) 発生場所

(3) 被災者

① 氏名：

② 性別等：男性・女性 歳

(4) 発生状況

#### 2 対応経過

#### 3 負傷の状況

#### 4 その他参考情報（可能な範囲で記載）

(1) 当日の装備状況（ヘルメット、手袋、チャップス等の装着状況）

(2) 保険加入状況

(3) 資格取得関係（チェーンソー時の資格、伐木等特別教育等の状況）

(4) その他